

小郡市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年1月12日に小郡市教育長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和6年2月27日

小郡市監査委員 高山 晃  
小郡市監査委員 佐々木 益雄

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

小監公表第24号（令和5年11月29日付 教育総務課）分  
・・・・・・・・ 1件

第2 講じた措置の内容

以下のとおり

小監公表第24号（令和5年11月29日付 教育総務課）分

	監査の結果	措置の状況
1	<p>指摘事項（2）緊急修繕工事について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>ボイラー室蒸気配管更新工事について、緊急修繕工事指示伺を令和5年4月12日に起案しているが、令和5年5月2日に請書が提出されていた。また、本工事は緊急修繕工事としているが、通常の修繕工事による実施も可能であったと見受けられる。</p> <p>緊急修繕工事は、緊急を要し、現状を回復する工事であることから、迅速な対応が求められる。適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>定期監査における指摘を受けて、平成26年3月31日付事務連絡「修繕等に係る入札契約事務について」に基づき、工事区分の判断を行い、工事の区分にあわせて適切に事務処理を実施している。</p>